指定旧供給区域等小売供給約款新旧対照表

変更後						変更前			
条	項		<u> </u>		条	項	- Va	—	
章	条	国 次	頁		章	条	目 次	頁	
I		供給約款の適用	1		I		供給約款の適用	1	
	1	適用	1			1	適用	1	
	2	供給約款の認可及び変更	1			2	供給約款の認可及び変更	1	
	3	用語の定義	1			3	用語の定義	1	
	4	日数の取扱い	3			4	日数の取扱い	3	
п		使用の申込み及び契約	3		П		使用の申込み及び契約	3	
	5	使用の申込み	3			5	使用の申込み	3	
	6	契約の成立及び変更	4			6	契約の成立及び変更	4	
	7	承諾の義務	4			7	承諾の義務	4	
	8	名義の変更	5			8	名義の変更	5	
	9	ガス使用契約の解約	5			9	ガス使用契約の解約	5	
	10	契約消滅後の関係	5			10	契約消滅後の関係	5	
Ш		工事及び検査	5		Ш		工事及び検査	5	
	11	工事の設計見積り等	5			11	工事の設計見積り等	5	
	12	工事の実施	6			12	工事の実施	6	
	13	工事に伴う費用の負担	7			13	工事に伴う費用の負担	7	
	14	工事費等の申し受け及び精算	11			14	工事費等の申し受け及び精算	11	
	15	供給施設等の検査	12			15	供給施設等の検査	12	
IV		検針及び使用量の算定	12		IV		検針及び使用量の算定	12	
	16	検針	12			16	検針	12	
	17	計量の単位	13			17	計量の単位	13	

変更後						変更前			
	18	使用量の算定	13			18	使用量の算定	13	
	19	使用量のお知らせ	15			19	使用量のお知らせ	15	
V		料金等	15		V		料金等	15	
	20	料金の適用開始	15			20	料金の適用開始	15	
	21	支払期限	15			21	支払期限	15	
	22	料金の算定及び申し受け	15			22	料金の算定及び申し受け	15	
	23	単位料金の調整	17			23	単位料金の調整	17	
	24	料金の精算等	18			24	料金の精算等	18	
	25	保証金	18			25	保証金	18	
	26	料金の支払方法	19			26	料金の支払方法	19	
	27	料金の口座振替	19			27	料金の口座振替	19	
	27-2	料金のクレジットカード払い	19	追加					
	28	料金の払込み	19			28	料金の払込み	19	
	29	料金の当社への支払日	19			29	料金の当社への支払日	19	
	30	遅収料金の支払方法	19			30	遅収料金の支払方法	19	
	31	料金の支払順序	19			31	料金の支払順序	19	
	32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	20			32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	20	
VI		供給	20		VI		供給	20	
	33	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	20			33	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	20	
	34	供給又は使用の制限等	20			34	供給又は使用の制限等	20	
	35	供給停止	21			35	供給停止	21	
	36	供給停止の解除	21			36	供給停止の解除	21	
	37	供給制限等の賠償	22			37	供給制限等の賠償	22	
VII		保安	22		VII		保安	22	
	38	供給施設の保安責任	22			38	供給施設の保安責任	22	
	39	周知及び調査義務	22			39	周知及び調査義務	22	

変更後				変更前			
40	保安に対するお客さまの協力	22			40	保安に対するお客さまの協力	22
41	お客さまの責任	23			41	お客さまの責任	23
VIII	その他	23		VIII		その他	23
42	使用場所への立入り	23			42	使用場所への立入り	23
附 則 25		25		附則			25
1. 本供給約款	の実施期日	25		1. 本供給約款の実施期日 2			25
2. 本供給約款	『の実施に伴う切替措置	25		2. 本供	共給約款 <i>0</i>)実施に伴う切替措置	25
3. ガスメータ	7-の能力の表記に関する経過措置	25		3. ガス	スメータ-	-の能力の表記に関する経過措置	25
第 3 年 3 年 5 年 7 年 8 第 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年	管工事費の当社の負担 管及び制圧器 メーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用 王力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定 する料金表 料金の日割計算(1) 料金の日割計算(2) 熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から			第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 9	本ガ最適早早標の支ス高用収収準算の出す料料熱定	工事費の当社の負担 及び制圧器 ーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定る料金表 金の日割計算(1) 金の日割計算(2)	

変更後		変更前
20.料金の適用開始	変更	20. 料金の適用開始
料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開し		料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開を
た日から適用いたします。		した日から適用いたします。
21. 支払期限		21. 支払期限
(1) お客さまがお支払いただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日		(1) お客さまがお支払いただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかげる日
(以下「支払義務発生日」といいます。) に発生いたします。		(以下「支払義務発生日」といいます。) に発生いたします。
① 検針日(16(2)①、④及び18(8)を除きます。)		① 検針日(16(2)①、④及び18(8)を除きます。)
② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じ		② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じ
る場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日		る場合を含みます。) が適用される場合は、協議の成立した日
③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場		③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場
合を含みます。)が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日		合を含みます。)が適用される場合は、 19 により使用量をお知らせした日
(2)料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いただきます。		(2)料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いただきます。
(3)支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたしま	変更	(3)支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたしま
す。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜		す。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日(日曜
日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、7月1		日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、 5月1
5日、及び <u>12 月 30 日</u> をいい、 2 2 (2)及び 3 5 においても同様としま		日及び7月15日をいい、22(2)及び35においても同様とします。)
す。) の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。		の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

変更後		変更前
22. 料金の算定及び申し受け		22. 料金の算定及び申し受け
一 料金の種類 一		― 料金の種類 ―
(1)お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定		(1)お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定
める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。		める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
一 早収料金 一		一 早収料金 一
(2)当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内(以		(2)当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内(以下
「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算		「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、(4)により算
定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を		定された料金(以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を
支払っていただきます。		支払っていただきます。
なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日ま		なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日ま
で早収料金適用期間を延長いたします。		で早収料金適用期間を延長いたします。
<u>(3)</u> 当社は、口座振替又は <u>クレジットカード</u> により料金のお支払をいただいてい	追加	(3) 当社は、口座振替により料金のお支払をいただいているお客さまについて、
るお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客		当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引
さまの口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する		き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものといたしま
<u>立替え払いがあった場合は</u> 、早収料金適用期間内にお支払があったものといたし		ब .
ます。		
25. 保証金		25. 保証金
(1)当社は、5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金		(1)当社は、5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金
の支払がなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供		の支払がなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供
給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分(お		給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分(お
客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設		客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設
する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事		する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事
情を基準として算定いたします。) に相当する金額を超えない範囲内で保証金		情を基準として算定いたします。) に相当する金額を超えない範囲内で保証金
を預かることがあります。		を預かることがあります。
(2)保証金の預かり期間は、2年以内といたします。		(2)保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

変更後		変更前
(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまか		(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまか
ら支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日		ら支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日
以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料		以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料
金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していた		金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していた
だくことがあります。		だくことがあります。
(4)当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、	変更	(4)当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、
保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっ		保証金とその利息との合計額((3)に規定する未収の料金がある場合にあっ
ては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。な		ては、その額を控除した残額をいいます。)を速やかにお返しいたします。利
お、保証金には利息を付しません。_		息は、保証金に対し年0.5パーセントの利率でその預かり期間に応じて複利
		により計算いたします。
26.料金の支払方法	変更	26. 料金の支払方法
(1) 料金の支払いは次の方法により、毎月お支払いただきます。なお、法人で		料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払ただきます。ま
のガス契約の場合、原則として③クレジットカード払いの方法は利用でき		た、36①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払ただきます。
ません。		
① 口座振替		
② 払込み		
③ クレジットカード払い		
④ 当社が認めたその他方法		
(2) 次の場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。		
① 36①及び②に規定する料金		
② 口座振替又は、クレジットカード払いが不能となった場合		

変更後		変更前
27-2料金のクレジットカード払い	追加	
 (1) お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立て替えさせる方法によりお支払いいただきます。 (2) お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社又はクレジットカード会社所定の申込フォーム等により、あらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込みいただきます。 (3) クレジットカード払いの方法での支払いを申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは、口座振替、払込みその他の方法でお支払いいただきます。 		
 ・料金の当社への支払日 (1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。 (2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。 (3) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いで支払われる場合、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。 	追加	 29.料金の当社への支払日 (1)当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。 (2)当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。

変更後		変更前
付 則		付 則
1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、 <u>令和5年9月1日</u> から実施いたします。	変更	1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、 <u>令和4年1月1日</u> から実施いたします。
	削除	2. 本供給約款の実施に伴う切替え措置 (1) 当社は、令和3年12月31日以前から継続して供給し、令和4年1月1日 から令和4年1月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、 本供給約款の変更前の指定旧供給区域等小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。
2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。	変更	3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。